

平成27年8月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成27年 8月18日〔火曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階議会棟 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

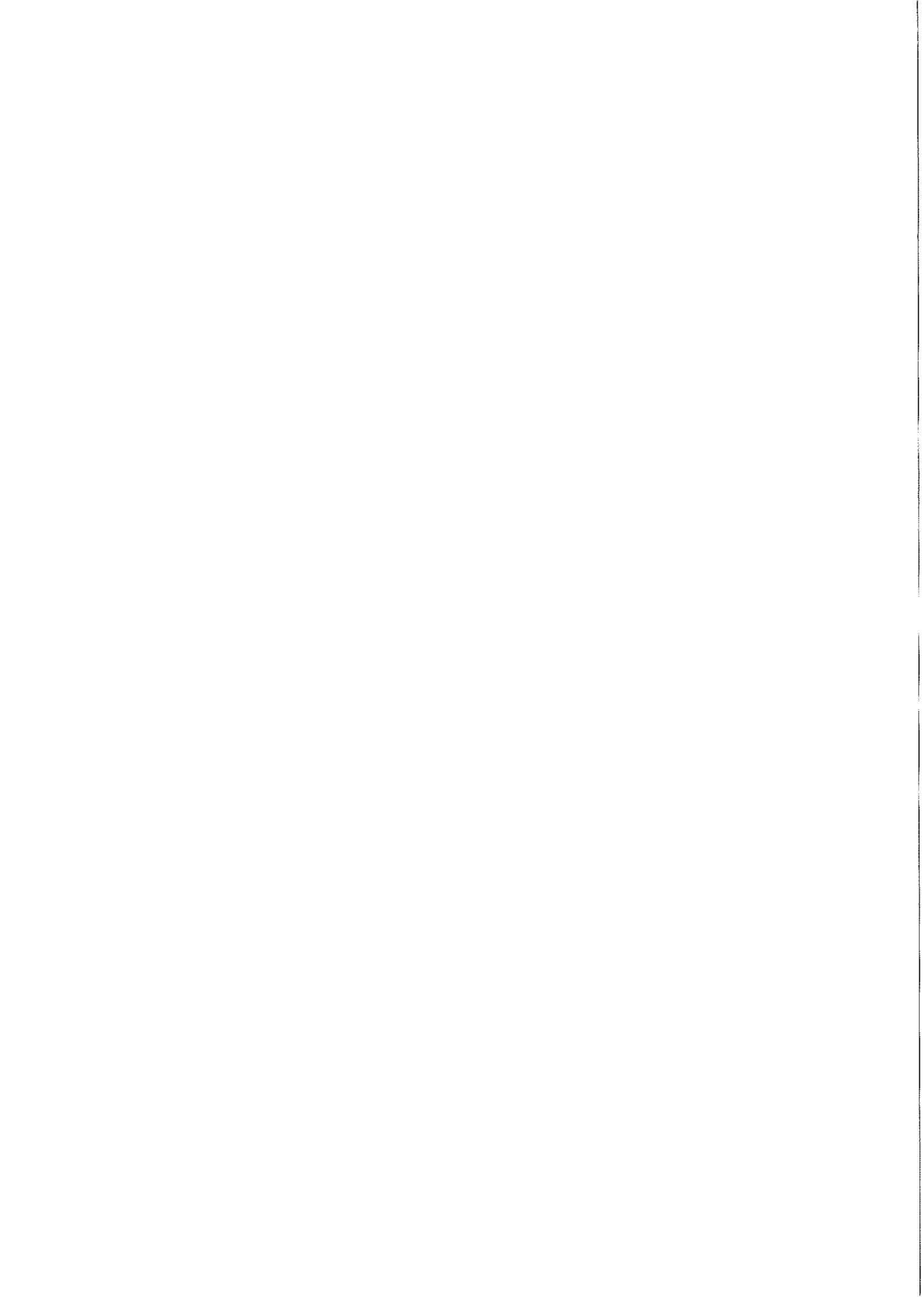
会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	橋口 好文
//	3 番	瀬川 寅夫
//	5 番	石寺 政和
//	6 番	岩本 延男
//	7 番	浦口 幸夫
//	9 番	日高 仙三
//	10 番	中村 正幸
//	11 番	河本アツミ
//	12 番	南 重徳
//	13 番	古田 洋美
//	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 非農地証明願いについて
- 議案第3号 あっせんについて
- 議案第4号 荒廃農地の非農地の判断について
- 議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について
- 議案第6号 「有害鳥獣対策関連事業支援のための補助金等に関する
建議」書の提出について



○局長

おはようございます。

ただいまから8月の定例総会を開催いたします。

はじめに会長に挨拶をお願いしまして、その後、引き続き議事の進行をお願いします。

○会長

皆さんおはようございます。

8月のお盆明けの総会ということで、お盆の間委員の皆様においても、島外からの親戚の帰省等、忙しかったのではないかと思います。

年に1回お盆があるということでお墓参りや、この時期を通じて、親戚等のつき合いも思い出してというような感じになっているのではないかと思います。

また、いつまでも変わることなく、この親戚とのおつき合いもしていければなと思います。

また、七月中旬から始まった米の収穫作業も、そろそろ終わりかなというところですが、先ほど聞いてみますと、まだ残っている方もいるようです。

またことしの米の集荷量につきましては、6月の長雨の影響で、日照不足から来る1期から2期の早期米の収量は平年の五割程度で、最終的な収量に関しましても、平年の三割減と、このような予想が出ておるようでございます。

また昨年同様自然災害による影響は、農家にとっては大変厳しい状況となっておりますけれども、これから天候もちょっと持ち直してくるかと思しますので、作物の手入れには、怠らないよう頑張ってくださいと思います。

また、TPPの交渉も山場を迎えておりますが、交渉の結果がまだ何か決まるようで決まらないような感じで、大変結果が心配されるところであります。

○議長

それでは、ただいまより8月の定例総会を開催いたします。

初めに、日程第1西之表市農業委員会会議規定第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員には6番の岩本委員と7番浦口委員を指名します。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は1ページです。今月は所有権移転6件、賃借権設定3件、合計9件の申請がありました。

1番です。榕城小牧地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積710平米を売買により所有権移転するものです。

2番です。住吉里之町地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積3,020平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

3番です。住吉里之町地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積4,449平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

2ページをお開き下さい。

4番です。住吉里之町地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積5,571平米を贈与により所有権移転するものです。

1番と4番の譲受人は同一で、許可後の経営面積が6,281平米となり下限面積の50アールを超えます。

5番です。現和田之脇地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積2,612平米を贈与により所有権移転するものです。

6番です。現和田之脇地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積178平米を贈与により所有権移転するものです。

3ページをお開き下さい。

7番です。国上白石地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積3,633平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

8番です。伊関柳原地区です。台帳現況地目畑の4筆で、合計面積10,318平米を贈与により所有権移転するものです。

4ページをお開き下さい。

9番です。伊関沖ヶ浜田地区です。台帳現況地目田・畑の6筆で、合計面積10,142平米を贈与により所有権移転するものです。

以上、本件1番から6番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局の方から説明がありました。

続きまして、担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

はい、2番です。番号1番について報告します。

これは、2筆になっておりますが、現地を確認したところ、どうも字絵図と資料の面積が合致しないということで、先日事務局にも御足労いただきまして、確認をしたところではありますが、この165平米については、コンクリート舗装され家の庭となっております。

それで昔は人家が建っていたということで、事務局と協議しましてこの譲渡人の方に、

この分については、非農地として来月以降申請をしていただくよう説明したところであり
ます。

それで、移動の理由として、1番の許可後の経営面積が6,281平米とありますが、
これについては、4番の案件にも関係しまして、後程担当委員から説明があると思いま
すが、4番の5,571平米、この農地について担当委員と協議をしますが、この農地に
ついては、認定農家に貸付けをしているということでありまして、自分で耕作していな
いわけです。

そういうことで、面積要件が5,000平米以上にならないわけですから、これは不
許可の案件に該当すると考えます。

以上、報告を終わります。

○3番委員

はい、3番です。まず2番、3番について貸人が同じ方なので、まとめて説明いたし
ます。

貸人は、愛知県の名古屋のほうに住んでおりまして、10日に電話で連絡をとりまし
た。間違いないということでありました。

まず2番の借人の方はまだ若いですが、親の代から借りていた農地で、親が高齢とな
ったため、それを引き継いで貸してもらおうようになったということです。

現地は、住吉志和野から上のほうに上がったところで、圃場整備された4枚の農地で、
それぞれ、2番、3番の借人が耕作しておりますが、2番の方は、さとうきびを作付け
しておりました。

次に、3番の方なのですが、この方も以前から耕作しておりまして、引き続き借りる
ことにしたとのことでした。

貸人については帰省した折、事務局で手続をした旨、借人から伺っております。

続きまして4番について説明いたします。

これは親から子への贈与となっておりますが、先ほど、2番委員も説明したとおり、
皆さん御存じのように農業はされていない親子であります。

11日借人夫婦と現地で会いまして、現地は住吉の酪農組合種子島工場付近でありま
す。農地が4枚ありまして、芋と牧草が作付けしてありました。

その内2枚の農地について、息子に贈与するということですが、先ほど1番の案件と
関係することで、2番委員と協議したわけですが、この案件に関しましては、移動理由
である農地の下限面積5,000平米を超えないため、条件を満たさないと判断いたし
ます。

審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○7番委員

7番です。

番号5、6につきまして報告いたします。

8日に借人と現地にて調査をしております。5番については、現和中学校の上の方に位置しています。安納いもを作付けしております。

それと、田之脇の圃場整備区域内にあります農地についても、安納いもを作付けしております。

次に6番は、田之脇の集落内にありまして、譲受人の農業用倉庫の裏の方の農地で、芋を作付けしております。親から子への贈与です。

以上です。

○8番委員

8番です。7番について説明いたします。

この農地は6月にあっせんで申請していただいていたところでしたが、地元で解決したということで連絡があったところで、16日と17日に双方に確認をしております。

国見山の南東側のふもとに位置するところでした、きびの収穫後荒れていましたが、借人の方が整備をしてきれいになっていました。何ら問題はないと思います。

以上です。

○12番委員

はい、12番です。8番について説明をいたします。

親から子への贈与であります。貸人の方は、耳が遠いため、息子さんの方に電話で確認をとってあります。現地は毎日のように、自分の耕作地と同じようなものですから、確認をしているという状況です。よろしくお願ひいたします。

○13番委員

はい、13番です。

9番について説明いたします。

8日に、双方立会いのもと現地調査をいたしました。現地は伊関地内で、6筆の申請であります。甘藷の作付け、さとうきびの作付け、一部、イモの苗床のためハウスがありますが、1筆になっております。

それから田は、3筆で濱之田とありますが、その内1筆については、農地の半分が荒廃しておりまして、非農地申請の必要があるか、検討が必要と説明しました。

借人の方は養子縁組が終わりまして、貸人から、譲受けるということで、後継者として農機具等は全部親のものを使うということでしたので、何ら問題はないと考えます。

審議をよろしくお願ひします。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第1号について、事務局並びに担当委員から説明がありました。

議案第1号について質疑のある方は挙手でお願ひいたします。

また先ほど説明がありました2件、1番と4番ですが、これについて、皆さんに審議

をいただきたいとのことですが、事務局の方は補足説明がありますか。

○事務局

1番と4番についてですけれども先日、2番委員の方から電話連絡がありまして、話を聞いたところですが、借人の方が足が不自由であるということで、本人は年間150日も耕作できないのではないかという話で、それで3番委員と相談をしてみるという話だったんですけれども、この申請を持ってこられたのが、本人ではなくて代理の行政書士の方でして、事務局としましても再度確認をしたところでもあります。この案件については、申請地の一部が賃貸借契約がされていたということで、要件を満たしていないことが判明しました。

今後事務局としてもしっかり確認をすると共に、本人の耕作の有無についても含めて調査を行ったうえで議案として上げていきたいと思えます。

本案件につきましては、不許可相当との判断となるのではないかと考えているところです。

以上です。

○議長

ということは面積も当然足りないということですね。

はい、わかりました。他に皆さんの方から意見はありませんか。

ないようでしたら、採決を回りたいと思えます。それではこの1番と4番以外について、賛成という方の挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

1番、4番以外は許可ということで決定をいたしたいと思えます。

それではこの1番と4番については、不許可という形でよろしいですか、皆さん挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。1番と4番については、不許可といたします。

事務局は、よろしくをお願いします。

○議長

それでは続きまして、議案第2号「非農地証明について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は5ページです。

1番です。下西鞍勇地区です。台帳地目は畑ですが、昭和62年2月10日から耕作せず、現在宅地となっています。交付基準2に基づいた申請です。

2番です。榕城美浜町地区です。台帳地目は畑ですが、平成7年1月頃から耕作せず、現在山林となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

これにつきまして昨日、現地調査が行われております。

また、昨日は雨が降ったりやんだりで大変足元が悪かったんじゃないかと思いきりけれども、調査委員の方はお疲れさまでございました。

それでは、調査委員長のご報告をお願いします。

○14番委員

はい、14番です。

非農地証明について説明いたします。

昨日、17日に事務局2名、担当委員並びに調査委員2名で調査をいたしました。

スライドをご覧ください。鞍勇地区の土地です。整備工場の近くであります。

昭和62年に現在の土地に新築したようですが、今回、申請人が財産の整理を行っている際に、現在の宅地に隣接する農地も含めて建設していたことが判明し、今回の申請に至ったようであります。

申請地の一筆が農地、もう一筆が法面となっており、スライドを見ても解りますように、耕作するに余りに小さい面積でありますので、交付基準2に基づいて、非農地として承認することに問題はないと意見の一致を見たところであります。

審議のほどよろしくをお願いします。

続いての申請地は、榕城美浜町の土地であります。

美浜町のグラウンドの上であります。そして、その周りは殆ど住宅地になってはいますが、その土地については、スライドにあるような状態であります。

申請地には、以前はソテツを栽培していたようですが、本人が高齢であり、歩行も困難なような状態であります。平成7年頃から耕作を行わなくなり、今回の申請に至っております。

現在もその場所は、ソテツの栽培の跡が見られるようではありますが、農地に復元するのは、困難だろうということで、交付基準1(イ)に基づき、非農地として証明することに問題はないと、調査員・担当委員意見の一致を見たところであります。

なお、申請地は、周辺が住宅地ということで、苦情も来ているとのことで、本人では対応出来ない状況です。申請は現況山林で提出されていますが、現況原野として承認するのが適当であると思われまます。

審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○議長

それでは続けて担当委員のご報告をお願いします。

○5番委員

はい、5番です。

ただいま、調査委員長の説明のとおり、交付基準に基づいておりますので、問題はな

と思います。

以上です。

○12番委員

はい、12番です。

ただいまの調査委員長が報告したとおりであります。本人は大変高齢で、体調もすぐれないということです。

この土地は、以前にも申請がありましたが、その時点ではまだまだ復元可能かなというふうなこともあったんですけども、現在見てみますと非常に荒廃しており、周囲からも苦情が出るような状態で非農地相当と判断いたします。

よろしく申し上げます。

○議長

ただいま、事務局、調査委員長並びに担当委員の方から説明及び報告がありました。

これについて質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

はい、異議なしの声がありました。

それでは採決をいたします。

議案第2号非農地証明願いの1番2番について非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、議案第2号非農地証明願いの1番2番については、非農地として承認することといたします。

○議長

続きまして、議案第3号「あっせんについて」を議題とします。

事務局説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「あっせんについて」です。資料は6ページです。

今月は「売りたい」の申し出が1件ありました。

6ページ上段です。安城川脇地区の圃場整備済みの畑1筆、面積2,172平米です。現在立山の認定農家が耕作していますが、妻の入院費用が必要であるため、財産を処分して費用をねん出したいという理由から今回の申し出を行っております。

あっせん委員は11番河本委員と7番浦口委員にお願いします。

以上です。

○議長

この件について何か質問のある方はありませんか。

○2番委員

はい、2番です。

今、報告がありましたが、申し出者の希望等として、ここに書かれているわけですが、固有名詞も記載されております。

こういうのは、プライバシーの問題も考えたとき、いかがなものかなと思うわけです。別に我々が、このようなプライベートな事由について知る必要は無いわけで、こういうことは、載せないほうがいいんじゃないかなと思います。今後、検討をお願いします。以上です。

はい、という意見ですけれども他にありませんか。

○議長

はい、という、意見ですけれども他にありませんか、例えばこの理由がまた別の場合は記載しなければいけないということもあるかと思いますが。

○2番委員

はい、2番です。

以前は表現方法を変えて明記していたように記憶しています。

○事務局

はい、事務局です。

今後ですね、この申し出者の希望等と言う項目について、私的な事情や条件とかについては、記載しないよう、また、表現方法についても十分注意するようにしたいと思います。

○2番委員

もし、必要な場合は、担当委員に事情について報告して頂ければいいかと思いますが。よろしく願いいたします。

○14番委員

はい、14番です。

過去の事例のなかで、これまでの県の指導等踏まえた中で今後考慮する必要があると思います。

○議長

2番委員の言われるようにプライバシーについては大事なことだと思います。

また、14番委員が言われることも考慮しながら対応する必要があると思います。

他の事例も踏まえ、今どのような流れになっているか確認する必要があるということでしょう。

このことについては、表現方法等考慮しながら、事務局の対応をお願いしたいと思います。

○8番委員

はい、8番です。

申し出者の希望等という欄ですが、この土地に関して本来の希望というか、例えば、標準額で売りたいとか、そのような希望はありませんでしたか。

○事務局

相談に来られた際には、特に金額についての申出ではありませんでしたが、なるべく相場にあったような形でということでありました。

○議長

他に質問はありませんか。

○7番委員

はい、7番です。

申し出者の気持ちとか、事情ということもあるわけで、そのようなことも一定理解する必要があると思います。

そのようなことも踏まえたうえで、表現方法については、配慮する必要があるとおもいます。

○議長

それでは、意見も出尽くしたようなので、あっせん委員になられた方は、申出者の意見も踏まえた上で、対応よろしく願いいたします。

○議長

それでは続きまして議案第4号「荒廃農地の非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「荒廃農地の非農地の判断について」です。資料は7ページから13ページです。

今月は125筆、合計面積154,131平米を提案させていただいております。担当委員の報告では何番から何番まで、現況地目は何であるかをご報告ください。以上です。

○議長

それでは、担当委員の調査報告を順次お願いします。

○3番委員

はい、3番です。

1番、2番は田です。3番4番が山林で、5番が畑、6番から8番までが山林です。以上です。

○議長

それでは、9番から13番までは私の担当となっております。

9番10番が原野、11番が山林、12番13番が原野です。以上です。

○6番委員

はい、6番です。

14番から24番まで山林です。25番が原野、26番は山林、27番から29番までが原野、30番が宅地、31番から34番までが原野、35番から49番が山林です。以上です。

○7番委員

7番です。

50番から54番まで山林です。

以上です。

○8番委員

8番です。

55番が原野、56番から61番まで山林です。

以上です。

○12番委員

12番です。

62番から65番まで山林、66番が畑、67番が山林、68番が原野です。

以上です。

○13番委員

13番です。

69番は山林、70番から73番までが原野、74番から78番まで山林、79番から82番まで原野、83番から85番まで山林、86番は畑、87番から98番は山林、99番から102番までが原野、103番から110番まで山林です。

以上です。

○14番委員

はい、14番です。

111番が山林、112番から117番が原野、118番が山林、119番120番が原野、121番122番が山林、123番124番は畑、125番が原野です。

以上です。

○議長

ただいま、事務局並びに委員から説明がありました。

これについて質疑はありませんか。

はい、異議なしとの声がありました。

ただいまの報告のとおり決してよいか、承認する方の挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、議案第3号については、議員報告のとおり、対象農地について非農地として承認し、所有者に非農地通知を発行いたします。

○議長

続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用

土地利用集積計画策定に係る意見の聴取の聴取について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。まず、利用権の設定を説明いたします。1-1ページをお開き下さい。

1段目です。期間が平成28年1月1日から平成29年12月31日の2年間、地目畑、面積16,000平米、内更新分16,000平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成27年9月1日から平成32年8月31日の5年間、地目畑、面積4,715平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

3段目です。期間が平成28年1月1日から平成32年12月31日の5年間、地目畑、面積1,832平米、内更新分1,832平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

4段目です。期間が平成27年9月1日から平成37年8月31日の10年間、地目田、面積1,773平米、地目畑、面積2,000平米、合計面積3,773平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。

内訳については1-2ページを、詳細については1-3ページから1-9ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。2-1ページをお開き下さい。

1段目です。平成27年8月25日に所有権を移転するものです。地目畑、面積8,492平米、所有権を移転する者2人、受ける者2人です。

2段目です。平成27年9月30日に所有権を移転するものです。地目畑、面積18,104平米、その他648平米、合計面積18,752平米、所有権を移転する者1人、受ける者2人です。

内訳については2-2ページを、詳細については2-3ページから2-13ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。3-1ページをお開き下さい。

1段目です。期間が平成27年10月1日から平成32年9月30日の5年間、地目畑、面積1,026平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成27年10月1日から平成37年9月30日の10年間、地目田、面積7,918平米、地目畑、面積61,987平米、合計面積69,905平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者7人、受ける者1人です。

内訳については3-2ページを、詳細については3-3ページから3-9ページをご覧ください。

今回の農地中間管理事業分は、平成27年度において耕作者集積協力金及び経営転換

協力金の交付対象となる人が申請を行っております。10月1日の貸付を行うためには、8月に市町村公告を行わなければならないことから、本日提案させていただいております。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありました。

初めに「利用権の設定について」を審議いたします。

整理番号1番については、私が担当ですので、報告をしたいと思います。

これは更新です。大きな酪農をやっている方で13日に現地を確認しました。牧草が植えられておりました。

利用権の設定する方については、鹿児島の方に在住しているため、電話で確認をしました。賃貸関係の料金、その他条件とも間違いがないことを確認しました。

以上です。

○6番委員

はい、6番です。

整理番号2番について説明をします。

13日に設定をする方立会のもと、現地調査をしました。

設定を受ける方は息子で、現在、青年給付金を受給しております。

申請の農地は古田の茶畑で、登記面積より実際の耕作面積は広がっております。

そういう農地です。

この申請は、経営移譲に伴う借り受けの申請で、親子で製茶業を営む認定農家で申請の通り間違いありませんでした。

以上です。

○7番委員

はい、7番です。

整理番号3について報告いたします。

8日に設定する方と現地を確認いたしました。

設定を受ける方には電話で確認をしております。

現和の湊川橋近くの圃場整備済みの田一筆の貸借の申請です。

設定を受ける方は、安納いもとか普通作を営む認定農家で、申請通り間違いありませんでした。

○11番委員

はい、11番です。

4番について説明します。

これは更新になっております。12日に、設定を受ける方立会のもと、現地調査いたしました。畑には安納いもを植えておりました。設定する方とは昨日、確認をとっております。申請どおり間違いないということでした。

よろしくお願いいたします。

○12番委員

はい、12番です。

5番について、説明いたします。

この利用権の設定を受ける方は、新規就農ということで、福岡の方です。

現在、この利用権設定する方の家を借りて住んでおりますけれども、畑も全部耕作していいということで、無償耕作するというごさいます。

現地は確認をいたしておりますけれども、まだ現在何も作付しておりません。

スナップエンドウを栽培するというごさです。申請どおり間違いはございませぬ。

よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。

只今、担当委員から説明がありました。

質疑のある方はよろしくお願いいたします。

はい、それでは異議なしの声がありましたので、採決をいたします。

利用権の設定1番から5番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

○議長

全員の賛成ですので、利用権の設定1番から5番については、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして「所有権の移転について」審議いたします。

整理番号1番から4番につきまして、担当委員の説明をお願いします。

○2番委員

はい、2番です。

整理番号1を説明いたします。

この移転を受ける方は、現地については、安納いもを栽培しておりました。

それで、この方は生産から加工販売までを手がけている方でありまして、いわゆる農業の6次産業化に該当する方だと考えます。

双方確認いたしました、間違いないということごさいます。

また、受ける方は海外からの研修生も受け入れをしている法人です。

以上です。

○6番委員

6番です。

整理番号2番と3番について説明します。

13日に移転を受ける方立会のもと、現地調査をしました。

この農地は先々月の総会に上がりました古田廣掛のお茶団地であります。

申請理由としまして国から無利子で受けられる、補助事業の中のスーパーL資金事業ってというのがございまして、これは、補助事業を受けたいということで、今回、その条件を満たすために出された申請であります。

双方の方は認定農家で申請どおり間違いありませんでした。

以上です。

○10番委員

10番です。

4番について説明をいたします。

移転する方とは自宅を訪問しまして、確認をとりました。移転を受ける方とは現地に行って説明を受けました。現在も安納いもの植えつけをしております。

申請どおり間違いありませんでした。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、担当委員の方から説明がありました。

これについて質疑のある方は挙手をお願いします。

○議長

異議なしの声がありました。

それでは採決をいたします。

所有権の移転1番から4番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、所有権の移転、1番から4番につきまして、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、「利用権の設定農地中間管理事業分」、1番から7番について審議をいたします。

これについて質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ありませんか。

異議なしの声がありました。

○議長

それでは、採決をいたします。

利用権の設定農地中間管理事業分、1番から7番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

○議長

それでは、全員の賛成ですので、利用権の設定農地中間管理事業分、1番から7番につきまして、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして議案第6号、これは先月2番委員の方から意見のあったものですが、これより議案として、「有害鳥獣対策関連事業支援のための補助金等に関する建議書の提出について」ということで、議題といたしました。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号「有害鳥獣対策関連事業支援のための補助金等に関する建議」書の提出について説明いたします。

資料は、14ページから15ページです。

本案件につきましては、7月に開催された定例総会において、その他の議題として提案がなされたもので、有害鳥獣対策関連事業に関する国の補助金等について、農業委員会として何らかの対応が必要との意見があったものです。

その後、7月28日に開催された熊毛地区農業委員会連絡協議会において協議を行っております。

本案件については、熊毛地域共通の問題であり、「建議」の提出については、熊毛1市3町農業委員会の連名で行うべきとの合意を得、直近で開催される各市町8月定例総会で承認を得ることとなったものです。

「建議」書については、読み上げて提案とさせていただきます。

「有害鳥獣対策関連事業支援のための補助金等に関する建議」

「鹿児島県熊毛地域の農業振興につきましては、平素から格段のご高配を賜わり深く感謝申し上げます。

私共農業委員会においては、島内農業振興のため適正な農地確保と担い手への農地利用集積を推進すべく、努力しているところであります。

さて、郡内においては、近年鳥獣による農作物等に係る被害が増大するなか、特にシカ及びサルによる被害については、深刻な問題となっており、農家の方々が大変苦労している状況にあります。

国におかれましても、有害鳥獣対策関連事業については、予算の確保にご尽力いただいていることは承知しておりますが、防護柵や網等の被害防止対策と同時に個体数を減らすことも有効な手段であると認識しております。

このようなことから、有害鳥獣対策に関する財政支援については、捕獲奨励金を始め

とする地方自治体政策の推進、農作物への被害防止や農家の生産意欲の向上を図るうえで、大変重要な施策であり、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第3項の規定に基づき、下記事項について「建議」するものであります。

1. 平成27年度予算において、有害鳥獣対策関連事業等支援に関する補助金等の増額を図ること。

2. 平成28年度以降についても有害鳥獣対策関連事業等に関する財政支援を充実すること。

平成27年8月25日 農林水産大臣 林 芳正 様

以上のことについて、西之表市農業委員会規程第3条第5号の規定により提出いたします。

尚、「建議」書に記載の日付については、屋久島町の総会開催日が8月25日で最後の開催日であるため、その日付としています。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま有害鳥獣の件について説明がありましたけれども、質疑はありませんか。

○9番委員

はい9番です。

文章の中でですね、聞くところによると、国は有害鳥獣対策の予算というのは昨年度と変わってないということです。

その中で、捕獲奨励金について削減し、防護さくとかを増額したということですので、その分を削減したということに関してですね、捕獲奨励金を増額してほしいというのが今回の要望だったと思うのですよ。

この文章では、それが解りづらいと思うのですが。

○事務局

はい、この文面につきましては当初捕獲奨励金という内容で、作成準備をしておりましたが、一市三町各所管課の意見等取りまとめた結果、鳥獣対策関連事業全体に対することも含めた形で、作成してほしいとの意見もあったものですから、最終的には、こういう文面に取りまとめました。

ただ捕獲奨励金に関する文言も文面中挿入する形で、この文面の中に「捕獲奨励金を初めとするような対策」ということで表現しております。

9番委員の言われますように、捕獲奨励金に特化した文面となっていないということについては、建議書の内容が対策全般の補助金の増額に関して作成されたものと、ご理解頂きたいと思います。

よろしく申し上げます。

○2番委員

はい、2番です。

何と云っても、個体数を減らすことが有効的な対策でして、そういう意味で私は先月提案申し上げたところであります。

捕獲の報奨金の補助を増額していただくような形で要望でして、防護網等の対策も、大事ですけど、それを設置するにも農家にとっては、労力の負担と経費の負担が伴うわけですからどうしても、個体数を減らすことを最優先に考えていただきたいと、思っているところであります。

以上です。

○議長

今質問がありましたけれども、捕獲奨励金についてがどうしてもネックになってきているところですけども、先日ちょうど農業会議の方から、農業新聞の関係で来島した際に、このことについて、要望先について話をしたんですけども、最初農業会議から上げてもらうことについて話もあったんですけども、それは、農業会議としては毎年必ず提出しているため、我々には直接この農林水産大臣あてにということで話がありました。

今文言につきましては、事務局の方からも説明がありました、各関係部署の意見を聞いた上でこの「捕獲奨励金を初めとする」という、このような文言になっているようでございます。

是非ということであれば、もう一度図るということになりましたが、どうでしょうか。

○2番委員

2番です。

このシカの捕獲については、罾がほとんどなのですが、捕獲する段階においては大変な作業なんです。これを捕獲して処分しなければなりません。その作業というのは本当に大変な作業になります。

私も先月、しかを罾で捕獲しましたが、猟友会に頼んで処分してもらいました。

このような状況でありまして、そういう現場の大変さというのをもう少し理解していただきたいと考えます。

そうして、報奨金を国も補助して個体数の削減のため、猟友会の会員に捕獲してもらうことが、一番大事なことだと考えております。

日本中で、鳥獣害の被害額が二百億を越しているわけですから、そういうことを考慮すれば農林水産省に対しても捕獲報奨金を復活していただく方向で、この文面をもう一度再考していただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長

どうですか、事務局、8月25日が屋久島の総会となっておりますが、そのころまでに調整ができますか。

○事務局

1市3町それぞれ総会の開催日が違いまして、本日西之表ですけど、今週随時中種子、南種子、屋久島と開催されまして、今から文面の訂正をするには、各事務局が議案として提出しますので、資料として送付している関係で、今から文面について、全面的に見直すのは困難な状況です。

また捕獲奨励金の問題については、今後熊毛地区連絡協議会の中でも再度協議をしていきたいと考えます。

なお、この問題については来年以降にも影響してきますので、各委員会総会の結果も受けまして、今後別な機会を利用しての提出も考慮しながら、課題として対応させていただきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長

只今、事務局から説明がありましたが、今から変えるにはちょっと時間的に間に合わないということで、次の機会をとらえ、文言も考慮してということによろしいですか。

はい、それでは採決をしたいと思います。

建議書の提出について原案どおり承認するということで、賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは、全員の賛成ですので、建議書につきましては、原案どおり承認し、農林水産大臣宛てに送付をいたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

平成27年8月18日

会 長 脇田 山 峰 庄 

6 番 委員 岩本 延 男 

7 番 委員 浦口 幸 夫 